

申請を  
お忘れなく

# 訪問介護利用者負担額・ 社会福祉法人等利用者負担額

## が減額される場合があります

訪問介護  
利用者負担額を  
減額します

市では、訪問介護利用者負担額の減額を行います。減額の内容と対象要件は、次の通りです。左記の要件に該当する方は、介護保険課へ申請してください。

### 減額の内容

介護保険の訪問介護（ホームヘルパー）の利用者負担額を3%（通常は10%）に減額

### 減額の期間

七月一日～平成十七年三月三十一日

### 対象となる方

次の①の条件を満たす方で、②のA、またはBに該当する方

- ① 減額を受けようとする方の属する世帯の生計中心者が、所得税非課税であること。
- ② A 六十五歳到達前の一年間に、障害者福祉制度のホームヘルパーを利用していた方で、六十五歳に到達したこと

で介護保険の対象者（要介護・要支援）となった方

B 特定疾患から生じた身体上・精神上的の障害が原因で、要介護・要支援状態となった四十歳から六十四歳までの方

### 社会福祉法人等利用者負担額を減額します

市では、社会福祉法人などの利用者負担減免措置実施事業所（市内ではとき陶生苑、土岐市社会福祉協議会）が行う介護保険サービスを利用している方に対して、通常10%の利用者負担額を5%に減額します。

減額の対象となる方は要介護（支援）認定を受けた低所得者の方のうち、次のいずれかに該当する方です。

- ① 市民税非課税世帯に属する高齢福祉年金受給者
- ② 市民税非課税世帯に属し、収入から医療費などの必要経費を差し引いた所得が四十二万円以下の方

詳しくは、介護保険課（内線158）へどうぞ。

## 国民健康保険加入者の皆さんへ

**8月に国民健康保険限度額適用標準負担額減額**の認定と**標準負担額減額認定証**の切り替えがあります。

医療機関に入院すると、医療費のほかに食事療養費を負担しなければなりません。認定要件に該当すると認められた場合は、食事療養費が一部減額される制度があります。

現在この制度の認定を受けている方は、7月31日で有効期限が切れますので更新の手続きを行ってください。新たに認定を受けようとする方も同様に手続きを行ってください。手続きの要領は次の通りです。

- **受付期間** 8月18日～8月31日（土・日曜日は除く）
- **受付場所** 市民課国民健康保険係または各支所
- **手続きに必要なもの** 保険証、認定証（旧）、印鑑
- **認定要件** 平成16年度の市民税が世帯全員非課税の方  
※認定日は申請月の初日となります。

詳しくは、市民課国民健康保険係（内線135）へどうぞ。

障害者の  
皆さんへ

## 困ったときは相談員へご相談を

市内には11人の身体障害者相談員と3人の知的障害者相談員がいます。地域の障害者の方からの相談に応じますので、お気軽にご相談ください。



### ● 身体障害者相談員

氏名	住所	電話番号
小林 弘二	泉町久尻953-3	☎2080
鬼頭 光郎	駄知町2296-25	☎4370
加藤 武司	駄知町829-2	☎8376
中島 美子	駄知町2373-1	☎2584
渡辺 汗二	肥田町肥田1460-4	☎0390
水野 清数	土岐津町土岐口1791	☎3944
青木 勇	土岐津町土岐口2066	☎1525
曾根 勝利	泉町久尻19-3	☎2852
日比野 幸児	下石町1789-12	☎7031
安保 勝治	妻木町676-3	☎3308
佐分利 治朗	鶴里町柿野2696	☎2622

### ● 知的障害者相談員

氏名	住所	電話番号
成木 博子	土岐津町土岐口1005-1	☎3615
渡辺 峰雄	土岐津町高山285-8	☎6246
井沢 和代	泉が丘町2-121	☎5218